



令和6年11月5日

米沢市長 近藤 洋介 様

米沢市水道事業及び下水道事業運営審議会

会長

遠藤 昌敏

適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和6年6月26日付け業務第123号で諮問のありましたこのことについて、当審議会として次のとおり結論を得たので、答申します。

1 答申事項の内容

(1) 適正な下水道使用料のあり方について

当審議会は米沢市の下水道事業が、国が求める最低限行うべき経営努力の水準を確保できていない状況を改善するために、同市が採用した指標、検証方法及び検証結果について審議し、これらは適切であると判断した。

(2) 下水道使用料の水準について

当審議会は検証結果を踏まえて、下水道使用料の改定を進め、国、米沢市、使用者等のそれぞれが適正な費用を負担することが適切であると判断した。

なお、下水道使用料の改定を進めるに当たっては、検証に用いた下水道使用料の改定率（15%～22%程度）、収支計画を踏まえた将来の収益状況、社会経済活動や市民生活への影響を十分に考慮するよう求める。

(3) 下水道使用料の算定期間について

令和7年度から令和9年度までの3年間とする。なお検証結果から、長期的には経営困難な状況を迎えることが明らかになったことから、さらなる経営改善及び持続可能な下水道事業の最適化に努めるよう求める。

(4) 改定時期等について

改定は令和7年9月検針分（10月請求分）からとすることが適当である。この場合、使用料改定に理解が得られるよう、市民への周知を徹底するよう求める。

2 米沢市下水道事業の現状

下水道事業は、汚水を処理して生活を清潔に保つ、河川等の水質を守る、降った雨を速やかに排除し、浸水被害を防ぐなどの役割を持つ、社会経済活動や市民生活を持続していくための社会基盤の一つである。また、地方財政上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されている。

しかしながら令和4年度及び5年度の公営企業会計決算審査意見書に指摘されているとおり、米沢市の下水道事業は汚水を処理する経費を使用料収入で賄えておらず、加えて2か年続けて差益についてもマイナスとなり、下水処理が利益に結び付いていない状況にある。

そしてこの不足分は、一般会計からの繰入金（税金）により補っている状況にある。

3 課題の整理

当審議会は諮問の内容に加えて、米沢市の下水道事業を取り巻く社会経済情勢を勘案し、同事業の課題を次のとおり整理した。課題解決に取り組み、米沢市の下水道事業の持続可能性を確保し、災害に対する備えやさらなる経営改善の取組を推進するよう求める。

- (1) 本年1月1日に発生した能登半島地震の復旧状況を踏まえると、地理的な要因の影響は大きいものの、上下水道設備の老朽化が進み、かつ、地震の被害が広域であった場合、災害前の生活を取り戻すには多大な時間がかかることが判明した。今後、地球温暖化に伴う災害の激甚化・頻発化が予想されることから、地震や自然災害に対する備えの重要性は高い。
- (2) コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、原材料費、燃料費、電気料金等の物価の上昇及び人件費の高騰が社会経済活動や市民生活に幅広く多大な影響を及ぼしており、今後この傾向が続くと予想される。
- (3) 令和6年6月に改定された「米沢市人口ビジョン」を参照すると、今後一層人口減少傾向が続き、米沢市の下水道事業に伴う収入は、有収水量とともに減少していくことが確実である。

4 結び

米沢市下水道事業経営戦略の基本方針である「将来にわたって安定的なサービス提供と効率的で持続可能な下水道事業経営の実現」に向け、経営改善の取組及び公私負担の適正化を進めることにより、下水道事業の持続可能性の確保に努められよう期待する。